

～令和2年度 尼崎市不育症治療支援事業 についての変更～

新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、令和2年度に限り
令和2年4月1日以降に43歳になられる方は年齢要件が緩和されます。

変更点

* 助成対象となる検査及び治療を行った期間の初日の妻の年齢

年齢	令和2年3月31日時点で 43歳	令和2年4月1日以降に 43歳
	現行通り	44歳になるまでに 開始した検査・治療分※

※(令和2年4月1日～令和3年3月31日検査及び治療分に限る)

※ご不明点やご質問についてはお問い合わせください。

<問い合わせ先>

尼崎市保健所 健康増進課

電話 06-4869-3033

FAX 06-4869-3049

〒 660-0052 尼崎市七松町1-3-1 502

JR立花駅前フェスタ立花南館5階